

令和7年 9 月 19 日

三重県知事 殿

医療法人の住所 桑名市大字東方1808番地の1

医療法人の名称 医療法人 野崎耳鼻咽喉科

理事長名 野崎 秋一

電話番号 0594(21)6387

決 算 届

令和6年8月1日から令和7年7月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和6年8月1日 至 令和7年7月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 野崎耳鼻咽喉科
① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他
③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県桑名市大字東方1808番地の1
- (3) 設立認可年月日 平成2年7月19日
- (4) 設立登記年月日 平成2年7月30日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人野崎 耳鼻咽喉科	241010526 2	三重県桑名市大字東方 1808番地の1	

- (2) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項

令和6年9月12日 令和5年度決算の決定

令和7年7月31日 令和7年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 野崎耳鼻咽喉科
所在地 三重県桑名市大字東方 1 8 0 8 番地の 1

※医療法人整理番号 D 5 7

財 産 目 録
(令和 7 年 7 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	78,259 千円
2. 負 債 額	8,639 千円
3. 純 資 産 額	69,619 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	44,874
B 固 定 資 産	33,385
C 資 産 合 計 (A + B)	78,259
D 負 債 合 計	8,639
E 純 資 産 (C - D)	69,619

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 野崎耳鼻咽喉科
所在地 三重県桑名市大字東方1808番地の1

※医療法人整理番号 D 5 7

貸 借 対 照 表
(令和7年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	44,874	I 流 動 負 債	8,639
II 固 定 資 産	33,385	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	2,119		
2 無 形 固 定 資 産	50	負 債 合 計	8,639
3 そ の 他 の 資 産	31,215	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	59,619
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	69,619
資 産 合 計	78,259	負債・純資産合計	78,259

様式 4－2

法人名 医療法人 野崎耳鼻咽喉科
所在地 三重県桑名市大字東方1808番地の1

※医療法人整理番号	D	5	7		
-----------	---	---	---	--	--

損 益 計 算 書
(自 令和6年8月1日 至 令和7年7月31日)

(単位：千円)

科 目		金 額
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		40,534
2 事業費用		32,437
	事業利益	8,097
II 事業外収益		63
III 事業外費用		0
	経常利益	8,160
IV 特別利益		0
V 特別損失		0
税引前当期純利益		8,160
法人税等		1,237
当期純利益		6,923

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 野崎耳鼻咽喉科

理事長 野 崎 秋 一 殿

私は、医療法人野崎耳鼻咽喉科の令和6会計年度（令和6年8月1日から令和7年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和7年9月12日

医療法人 野崎耳鼻咽喉科

監 事 野 崎 理 沙